

○端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件（平成六年郵政省告示第七十二号）の一部を改正する告示案
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを次のように定め、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>157 (略)</p> <p>8 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第十号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>二 (略)</p>	<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを次のように定め、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>157 (略)</p> <p>8 無線設備規則第四十九条の九第三号に規定する一九GHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>二 (略)</p>